

平成25年8月
警察庁

「留置施設視察委員会の委員の定数及び任期についての基準を定める規則案」
に対する意見の募集結果について

警察庁においては、留置施設視察委員会の委員の定数及び任期についての基準を定める規則の制定に当たり、平成25年6月28日から平成25年7月12日までの間、「留置施設視察委員会の委員の定数及び任期についての基準を定める規則案」に対する意見の募集を行ったところ、1件の御意見を頂きました。

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 題名

留置施設視察委員会の委員の定数及び任期についての基準を定める規則（平成25年国家公安委員会規則第10号）

2 案を公示した日

平成25年6月28日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

今回の規則案について、反対の立場から、

留置施設視察委員の長期再任により留置業務管理者からの実質的な独立が失われ
れないよう、任期の最長期間を定めるべきである
という旨の御意見がありました。

今回の規則案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための
関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、条例で定める
こととなる留置施設視察委員会の委員（以下「委員」という。）の定数及び任期につ
いて参酌すべき基準を定めるものです。同法による改正前の刑事収容施設及び被収
容者の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第21条第3項においては、委員の
任期について最長期間を定めていなかったところ、留置業務管理者からの委員の実
質的な独立が失われるなどの支障は把握されていないことから、今回の規則案にお
いても、任期の最長期間を定めることはしていないところです。

なお、今回の規則案により定める基準は、条例制定に当たって参酌すべき基準であ
り、地域の実情に応じて、委員の任期の最長期間等を定めることを妨げるものではあ
りません。

また、頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開
室において閲覧に供します。

4 参考

頂いた御意見の総数	1件
（内訳）	
パブリックコメント意見提出フォーム	0件
電子メール	1件
F A X	0件
郵 送	0件